熊本県 災害救助担当主管部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)

平成28年熊本地震に係る災害救助法上の留意事項等

今般の平成28年熊本地震においては、既に「避難所の生活環境の整備等について(留意事項)」(平成28年4月15日付け府政防第582号本職通知)等を通知しました。

しかし、依然として、多くの被災者が継続的に救助を必要としているため、下記の留 意点につき、貴県における特段の御配慮をお願いします。

また、管内市町村に対して、下記内容の提供を始めとする連携を併せてお願いします。

記

#### 1. 総論

- ア 避難所の数及び所在地等の状況並びに避難者の数、氏名及び家族構成等の状況並びに自宅その他避難所以外の場所で避難生活を送る避難者の状況について、市町村とも緊密に連携の上把握し、それぞれの者にふさわしい当面の住まいの確保や必要とされる救助の実施に努めること。なお、ここにいう避難所には、指定避難所以外のものも含まれるので、念のため申し添える。
- イ 避難所の生活環境の整備に引き続き努めること。

#### 2. 福祉避難所について

- ア 福祉避難所の数及び所在地等の状況並びに避難者の数、氏名及び家族構成等の状況について、市町村とも緊密に連携の上、把握に努めること。
- イ 高齢者や障害者等の要配慮者に関し、福祉避難所の積極的な活用に努めること。
- ウ 避難所の一部を利用して実質的に福祉避難所としての機能を果たした場合も、関連費用が国庫負担の対象となるため、積極的に検討すること。
- エ 社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用について、国庫負担の対象となり得るため積極的に検討すること。
  - (平成 28 年 4 月 28 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、厚生労働省老健局総務課発出の事務連絡(別添)参照)

#### 3. 応急修理について

- ア 避難先から自宅に戻る被災者も増えていると思料されるため、被災者に対し、災 害救助法に基づく応急修理制度がある旨、漏れのないよう周知に努めること。
- イ 住宅の応急修理は「自らの資力では応急修理を行うことができない者」を対象要件の1つとしているため、既に被災者自身で業者等に修理を依頼し、完了したものは対象とならないこと。
- ウ 件数が著しく多数となる場合は手続を簡略化することが可能であること。 (災害救助事務取扱要領(平成28年4月)の「第4 救助の程度、方法及び期間 に関する事項」の「9 被災した住宅の応急修理」の「(5) 留意点」参照)
- エ 災害救助法による住宅の応急修理は、災害により受けた住宅の被害等を補償する ものではないため、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理のみを対象とすること。

## 4. 応急仮設住宅について

応急仮設住宅の着工期間については災害発生の日から20日以内とされているが、被害の状況等に鑑み、この期間に着工することができない場合は、この期間を越えてもできるだけ早期に着工するのであれば差し支えないこと。

## (参考)

- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成28年4月改定) http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604kankyokakuho.pdf
- 避難所運営ガイドライン(平成28年4月) http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo\_guideline.pdf
- 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(平成28年4月)
  http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo\_toilet\_guideline.pdf
- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成28年4月)
  http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo\_hukushi\_guideline.pdf
- 災害救助事務取扱要領(平成28年4月) http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/pdf/kyujojimutori.pdf

事 務 連 絡 平成28年4月28日

都道府県 各 指定都市 民生主管課長 殿 中核市

厚生労働省雇用均等·児童家庭局総務課厚生労働省社会・援護局福祉基盤課厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課厚生労働省老健局総務課

平成28年熊本地震による社会福祉施設等に対する 介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて

平成 28 年熊本地震による介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについては、平成 28 年4月22日付事務連絡により東日本大震災と同様の措置をする予定である旨お知らせしているところですが、今般、改めて派遣職員に係る費用の取扱いを以下のとおり整理したので、管内関係団体及び社会福祉施設等に周知されますようお願いいたします。なお、被災県におかれては、派遣先の社会福祉施設等の被災状況等に応じて適切な支援等を実施されますとともに、県内市町村への周知をお願いいたします。

#### 1 社会福祉施設等への派遣

## (1)費用支弁対象について

# アー人件費

介護職員等の派遣要請を行った社会福祉施設等(以下、「派遣要請施設」という。)に対しては、施設種別毎に介護サービス費、自立支援給付又は措置費(運営費)(以下「介護サービス費等」という。)が支弁されています。定員を一時的に超過して要介護者等を受け入れた場合、当該超過人数分に対応した介護サービス費等が支弁されることになります。

そのため、派遣職員に係る人件費については、派遣要請施設が介護サービス費等から支払うことを原則とします。

## イ 旅費等

介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費(実費)は、災害救助費から支弁されます。

#### (2) 支給・精算の方法について

## アー人件費

派遣要請施設の当面の負担を軽減するため、介護職員等を派遣した施設(以下、「派遣元施設」という。)が立替払いをすることを原則とします。

なお、人件費の金額及び精算方法等については、派遣元施設と派遣要請施設間 の協議により、決定することとなります。

#### イ 旅費等

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都 道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することになります。 このため、派遣元施設で立替払いをすることを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることになるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

# 2 福祉避難所への派遣(社会福祉施設等で避難者を受け入れている場合を含む)

## (1) 費用支弁対象について

# ア 人件費

福祉避難所への介護職員等の派遣に要する人件費(実費)は、概ね要援護者(原則として、身体等の状況が社会福祉施設等へ入所に適する程度の者(要介護者等)は除く。)10人につき1人の相談等に当たる介助員等の配置に要する経費として、災害救助費から支弁されます。要援護者の状況等に応じて介助員等の配置数については、柔軟に対応して差し支えありません。なお、支弁対象となる避難所は、あらかじめ福祉避難所として指定されている避難所に限らず、当該要援護者が避難している場合(社会福祉施設で当該避難者を受け入れている場合を含む)でも、福祉避難所として扱うことが可能です。

#### イ 旅費等

福祉避難所に対する介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費(実費)は、災害救助費から支弁されます。

## (2) 支給・精算の方法について

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することになります。このため福祉避難所への派遣に要する人件費及び旅費等については、派遣元施設で立替払いをしていただくことを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることになるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県等との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいた

します。

## (3) 留意点

避難所に避難している要援護者のうち身体等の状況が社会福祉施設等への入所に適する程度の者(要介護者等)に対して、緊急に入所できる施設等が確保できない場合や在宅サービスの提供体制が整わない場合は、上記で避難所に配置された介助員等により対応することが可能となります。この場合、早期に社会福祉施設等への入所や在宅サービスの利用等への支援を行うようお願いします。

また、社会福祉施設等自体が被災し、やむを得ずその場所に施設利用者や職員が とどまる形で避難している場合については、その場所を福祉避難所として扱うこと が可能ですので申し添えます。

#### 3 その他

福祉避難所として避難者(社会福祉施設等の入所者は除く。)を受け入れている社会福祉施設等は、避難者に対して食事等の提供、被服・寝具等の支給等を行った場合、これらの経費についても災害救助費の対象となります。費用の請求については、所在地の都道府県又は市町村に行うことになります。

事 務 連 絡 平成23年4月15日

各 指定都市 災害救助主管課長 円 核 市 民 生 主 管 課 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 厚生労働省を健局総務課

「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する 介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて

介護職員等の派遣については、平成23年3月22日付事務連絡等によりお知らせしているところですが、今般、改めて派遣職員に係る費用の取扱いを以下のとおり整理したので、管内関係団体及び社会福祉施設等に周知されますようお願いいたします。なお、被災県におかれては、派遣先の社会福祉施設等の被災状況等に応じて適切な支援等を実施されますとともに、県内市町村への周知をお願いいたします。

## 1 社会福祉施設等への派遣

#### (1)費用支弁対象について

# アー人件費

介護職員等の派遣要請を行った社会福祉施設等(以下、「派遣要請施設」という。)に対しては、施設種別毎に介護サービス費、自立支援給付又は措置費(運営費)(以下「介護サービス費等」という。)が支弁されています。定員を一時的に超過して要介護者等を受け入れた場合、当該超過人数分に対応した介護サービス費等が支弁されることになります。

そのため、派遣職員に係る人件費については、派遣要請施設が介護サービス費等から支払うことを原則とします。

# イ 旅費等

介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費(実費)は、災害救助費から支弁されます。

# (2) 支給・精算の方法について

## ア 人件費

派遣要請施設の当面の負担を軽減するため、介護職員等を派遣した施設(以下、

「派遣元施設」という。)が立替払いをすることを原則とします。

なお、人件費の金額及び精算方法等については、派遣元施設と派遣要請施設間 の協議により、決定することとなります。

## イ 旅費等

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都 道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することになります。 このため、派遣元施設で立替払いをすることを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることになるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

## 2 福祉避難所への派遣(社会福祉施設等で避難者を受け入れている場合を含む)

# (1)費用支弁対象について

# ア 人件費

福祉避難所への介護職員等の派遣に要する人件費(実費)は、概ね要援護者(原則として、身体等の状況が社会福祉施設等へ入所に適する程度の者(要介護者等)は除く。)10人につき1人の相談等に当たる介助員等の配置に要する経費として、災害救助費から支弁されます。要援護者の状況等に応じて介助員等の配置数については、柔軟に対応して差し支えありません。なお、支弁対象となる避難所は、あらかじめ福祉避難所として指定されている避難所に限らず、当該要援護者が避難している場合(社会福祉施設で当該避難者を受け入れている場合を含む)でも、福祉避難所として扱うことが可能です。

#### イ 旅費等

福祉避難所に対する介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費(実費)は、災害救助費から支弁されます。

# (2) 支給・精算の方法について

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することになります。このため福祉避難所への派遣に要する人件費及び旅費等については、派遣元施設で立替払いをしていただくことを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることになるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県等との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

## (3) 留意点

避難所に避難している要援護者のうち身体等の状況が社会福祉施設等への入所に 適する程度の者(要介護者等)に対して、緊急に入所できる施設等が確保できない 場合や在宅サービスの提供体制が整わない場合は、上記で避難所に配置された介助 員等により対応することが可能となります。この場合、早期に社会福祉施設等への 入所や在宅サービスの利用等への支援を行うようお願いします。

更に、今回の災害では、社会福祉施設等自体が被災し、やむを得ずその場所に施設利用者や職員がとどまる形で避難している状況が想定されます。この場合についてもその場所を福祉避難所として扱うことが可能ですので申し添えます。

#### 3 その他

福祉避難所として避難者(社会福祉施設等の入所者は除く。)を受け入れている社会福祉施設等は、避難者に対して食事等の提供、被服・寝具等の支給等を行った場合、これらの経費についても災害救助費の対象となります。費用の請求については、所在地の都道府県又は市町村に行うことになります。